



ぼたん

# ジェイシス税理士法人

〒543-0001  
 大阪市天王寺区上本町  
 8-9-23 JKPLACEビル2F  
 TEL 06 (6770) 1801  
 FAX 06 (6770) 1811  
<http://www.jcss-tax.com/>

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日  
 4日・みどりの日  
 5日・こどもの日  
 6日・振替休日

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	15	29
金	16	30
土	17	31
日	18	・
月	19	・
火	20	・
水	21	・
木	22	・
金	23	・
土	24	・

## 5月の税務と労務

国 税／4月分源泉所得税の納付 5月12日	国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 6月2日
国 税／3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 6月2日	国 税／特別農業所得者の承認申請 5月15日
国 税／9月決算法人の中間申告 6月2日	地方税／自動車税・鉦区税の納付 都道府県の条例で定める日
国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 6月2日	
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月2日	

### ワンポイント 国民負担率

租税負担と社会保障負担の合計が国民所得に占める割合。財務省によると、厚生年金等の保険料引上げや高齢化に伴い社会保障負担率が増加すること、景気回復・消費税率引上げに伴い租税負担率が増加することにより、平成26年度の国民負担率は41.6%で過去最高となる見通しです。



# 労災保険における通勤とは



労災保険において「通勤」とは、労働者が、就業に関し、住居と就業場所間の往復、就業場所から他の就業場所への移動、住居と就業場所間の往復の前後にかかる住居間の移動（一定要件に該当するものに限る）を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものは除かれます。

## 「就業に関し」とは

「就業に関し」とは、業務に就くため、または業務終了後に行われる移動（往復）行為をいい、その行為が業務と密接な関連をもつて行われる必要があります。出勤の場合の就業との関連性については、所定の就業日に所定の就業開始時刻を目途に住居を出て就業場所に向かう場合は、たとえば寝過ごしによる遅刻やラッシュを避けるための早出な

ど、通常の出勤時刻と時間的に多少の差があっても就業との関連性は認められます。また、退勤の場合も、終業後ただちに住居へ向かう場合（早退を含む）は就業の関連性が認められます。

## 「住居」とは

「住居」とは、労働者が居住して日常生活をしている家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところをいいます。したがって、住居と会社、工場などが非常に離れているなど就業の必要性があつて、家族の住む場所とは別に就業の場所の近くに単身でアパートを借りたり、下宿をしてそこから通勤している場合はそこが住居となります。この他通常は家族のいる所からの出勤ですが、別にアパート等を借りていて、早出や長時間残業の場合にはそのアパートに泊

り、そこから通勤するような場合には、家族の住居とアパートの双方が住居と認められます。

## 「就業の場所」とは

「就業の場所」とは、業務を開始し、または終了する場所のこととで、一般的には会社や工場等本来の業務を行う場所のことをいいます。

この他物品を得意先に届けて、そこから直接帰宅する場合の物品届け先も就業の場所とされています。

## 「住居と就業場所間の往復の前後にかかる住居間の移動」とは

転任に伴い、転任の直前の住居と就業場所間を日々往復することが、往復距離（片道六〇キロメートル以上）等から困難となったため住居を移転した労働者であつて、下記のいずれかによるやむを得ない事情により、転任直前の住居に居住している一定の親族と別居することとなったもので、厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければなりません。

① 配偶者の場合

配偶者が要介護状態または配偶者の父母、同居の親族を介護する場合や配偶者が引き続き就業する場合など

② 子（配偶者がいないものに限る）

子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る）が要介護状態にあり、引き続きその地域で介護を受けなければならぬ場合や在学中または職業訓練を受けている場合など

③ 労働者が介護していた要介護状態にある父母または親族と別居することとなった場合（配偶者及び子がいないものに限る）

## 「合理的な経路及び方法」とは

住居と就業場所間を往復する場合に、通常労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいいます。

① 合理的な経路  
合理的な経路については、通勤のために通常利用する経

路をいい、これに代わる経路が複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路と認められています。

また、当日の交通事情等により迂回する経路、マイカー通勤者が貸切の車庫を経由して通る経路など通勤のためにやむを得ずとる経路も合理的な経路となります。

## ② 合理的な方法

合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用し、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合または徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、労働者が平常用いているかどうかにかかわらず、一般に合理的な方法となります。

## 「業務の性質を有するもの」とは

前記すべての要件を満たした往復行為であっても、その往復行為が業務の性質を有するものである場合には、業務災害として労災保険の保護を受けられま

具体的には、事業主の提供する専用交通機関を利用してする出勤や緊急用務のため休日または休暇中に呼出しを受けて緊急出勤する場合などが該当し、これらの行為による災害は業務災害となります。

## ① 具体例

会社と自宅間の所要時間は約三十分、通常利用する電車も二十分間隔で運行されており、通常の夕食は自宅ですべての妻帯者である社員が、その日に限って大掃除をしたため空腹を覚え、会社から二〇メートルほど離れたところにある飲食店で三十分ほど食事をして会社に戻ったあと、通常の通勤経路を徒歩で駅に向かう途中で被災した場合、通勤の途中において、逸脱・中断（逸脱とは、通勤途中で就業や通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることを、中断とは、通勤の経路上で通勤とは関係のない行為を行うことをいいます）をする場合は、その後は通勤とは認められていませんが、「通勤

途中で日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により最小限度の範囲で行うために逸脱・中断を行う場合」は、その逸脱・中断の間を除き、合理的な経路に戻った後は通勤と認められています。

したがって、社員が独身であれば、飲食店に立ち寄る行為は日常生活上必要な行為であると認められ通勤災害に該当することがありますが、妻帯者で、通常は自宅で夕食をとっている場合は、再び通常の通勤経路に戻った場合でも、会社と自宅間の所要時間は片道三十分程度であり、たとえ空腹であったとしても帰宅途中に食事をとらなければならぬ合理的な理由がないという理由で通勤災害とは認められないことがあります。

なお、食事後会社に戻り仕事をして帰宅する場合は通勤災害となります。

## ② 自転車通勤している社員は、

自宅が近いため毎日昼食を自宅ですべてしています。この社員が、昼休みに自宅から戻る途中に転倒してケガをした場合

この場合は、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられますので、その往復行為は就業との関連性が認められ通勤災害に該当します。

## ③ 数年前から東京本社から名古屋支社に赴任している社員が、姑が要介護状態にあるため家族と別居し、毎月帰省して家族の住む自宅で過ごしています。この社員が休暇に入った日に帰省する途中で被災した場合

事故は赴任前の通勤経路の途中で起き、逸脱・中断がありません。このような場合は、単身赴任者が帰省途中に被災した場合であっても、住居間の移動が就業に関していること、合理的な経路及び方法により行われていたこと、赴任先住居と帰省先住居間の距離が片道六〇キロメートル以上あることという要件を満たし、さらに、帰省先住居への移動に反復・継続性（おおむね月一回以上）が認められることから通勤災害に該当すると認められると思われま

## 生計維持関係の認定基準 — 労災保険の場合 —

仕事中または通勤途中で死亡したときには、労災保険から遺族（補償）給付が支給されます。

その要件の一つに生計維持関係がありますが、この判断は「労働者の死亡当時、その収入によって日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であったか否か」により行われます。

具体的には、次のいずれかに該当する場合は、生計維持関係があったものまたは生計維持関係が常態であったものと認められています。

- ① 労働者死亡当時の遺族の生活水準が、年齢、職業等が似ている労働者を著しく上回らないとき。  
なお、共働きの遺族と同居していた場

合であっても、お互いに生計維持関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計維持関係を認めてもよいこととされています。

この判断は、遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出等の状況等が材料となります。

- ② 生計維持関係ができてすぐに労働者が死亡した場合であっても、労働者が生存していたなら、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続していただろうと推定できるとき。
- ③ 仕事以外のケガや病気により遺族との生計維持関係がない状態でも、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。
- ④ 就職後極めて短期間で死亡したため遺族が生計維持関係ができるまでにいたらなかった場合も、労働者が生存していたなら生計維持関係がまもなく常態になったであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

## 年金受給権者が死亡したとき

老齢年金等の受給権者が死亡すると、遺族給付の他に、その死亡した人に支給すべき年金でまだ支給していないものが「未支給の年金」として支給されます。

年金給付は、支給すべき理由が生じた月の翌月から死亡したときなど権利が消滅した月まで、毎年偶数月に、それぞれ前2カ月分がまとめて支給されますので、必ず未支給の年金が発生します。

これを受けられる遺族は、2親等以内の親族（配偶者（内縁関係にある人を含む）、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（年齢要件はない））であって、受給権者の死亡当時その人と生計を同じくしていた人のうち最先順位者（同順位者が複数いる場合は、その全員）とされていました。

この請求者の範囲が平成26年4月1日以降、前記の後順位者として「これら以外の3親等内の親族」（甥、姪、子の配偶者、伯叔父、伯叔母等）にまで拡大されました。

## 特定就職困難者雇用開発助成金

特定就職困難者雇用開発助成金は、高年齢者（六十歳以上六十五歳未満）、母子家庭の母、障害者等就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続雇用する雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、本助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主に助成されます。相当期間とは、無期雇用または

は契約更新回数に制限がなく希望者全員が契約更新できる場合等無期雇用と同じと判断される有期雇用のことをいいます。本助成金に、新たな雇入れの対象として、平成二十五年三月に追加された「父子家庭の父」の場合の支給額は、①次の②以外は九〇万円（大企業は五〇万円）、②短時間労働者は六〇万円（同三〇万円）です。